

# NISA非課税期間終了に伴うお手続きのお知らせ

2016年にNISA口座で購入された上場株式や公募株式投資信託等で、現在もNISA口座で保有されている残高は、2020年12月末に非課税期間(5年)が終了しますが、**2021年のNISA口座非課税枠に移管し非課税期間を延長すること(ロールオーバー)**が可能です。非課税期間終了時には以下の3つの選択肢がございます。

## 非課税期間終了時の3つのご選択

### 選択① 2021年のNISA口座にロールオーバー(非課税期間の延長)

お手続きが必要です。

同封いたしました「NISAロールオーバー依頼書(非課税期間終了用)」にご署名いただき、**12月4日(金)必着**でご返送ください。

なお、上記依頼書をご提出いただいた後でも、非課税期間終了までのご売却は可能です。

### 選択② 特定口座(未開設の場合は一般口座)に払出し

お手続きは不要です。

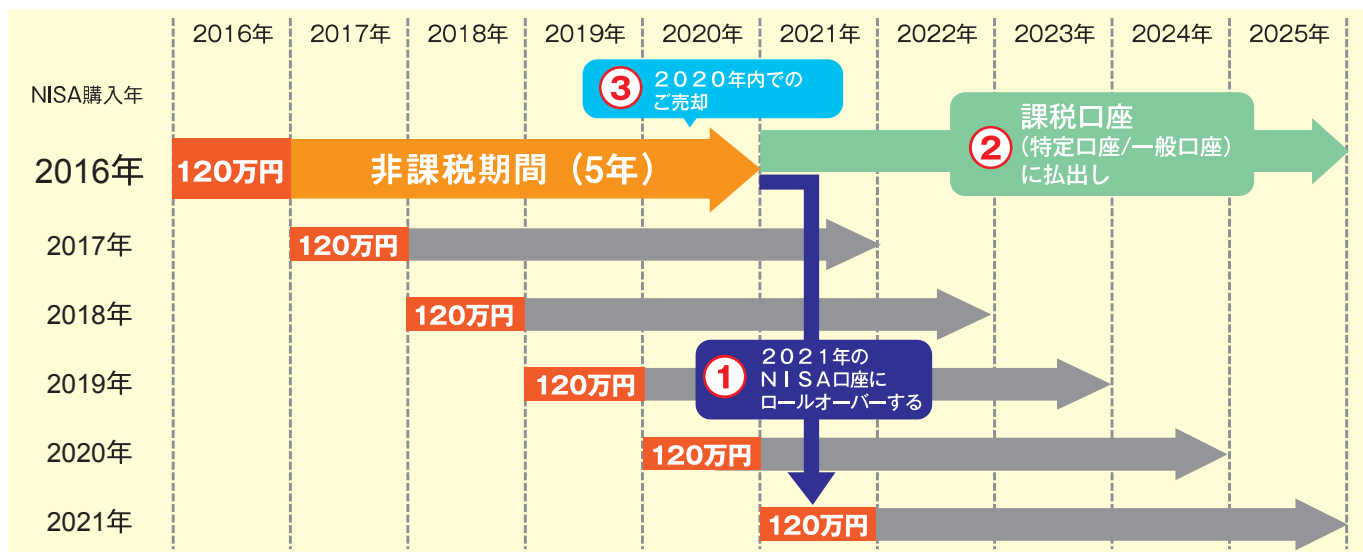
選択①のお手続きを行わない場合は、特定口座(未開設の場合は一般口座)に払出しが行われます。

### 選択③ 非課税期間終了までにご売却

12月30日(水)までに受渡が完了するようご注文ください。

国内株式の場合、12月28日(月)約定分までが年内受渡となります。

## 【非課税期間終了時の仕組み】



## ロールオーバーする場合

### 選択① 翌年のNISA口座にロールオーバーするには？

同封の「NISAロールオーバー依頼書(非課税期間終了用)」にご署名いただき、

**12月4日(金)必着**でご返送ください。

※ロールオーバーする銘柄・数量を個別に指定される場合は、別の書類が必要となります。日興コンタクトセンターまたはお取引店にご連絡ください。

- ・ 2020年12月末の時価(最終営業日の終値または基準価額)をもとに、2021年分のNISA口座の非課税枠に移管されます。
- ・ 移管時の時価評価額がNISA非課税枠上限の120万円を超過していても、全額NISA口座への移管が可能であり、引き続き最大5年間は譲渡益・配当金等が非課税となります。

※120万円を超過した場合は、非課税枠を全て利用してしまうため、2021年に非課税枠での新規投資はできません。

※「NISAロールオーバー依頼書(非課税期間終了用)」をご提出いただいても、年末時点で翌年勘定が未開設またはつみたてNISA勘定となっている場合には、ロールオーバーできません。課税口座(特定または一般)への払出しとなりますので、ご注意ください。

※2021年1月中旬に「非課税期間終了に伴うNISAロールオーバー結果通知書」をお送りします。

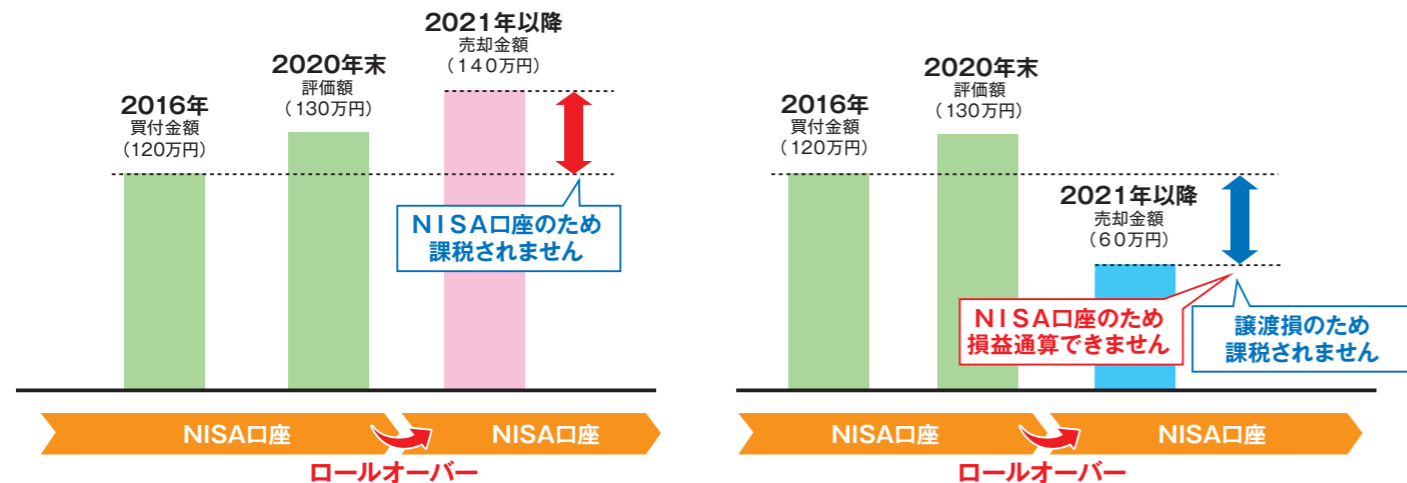
### 👉CHECK! ロールオーバーお手続き後の年内のご売却について

「NISAロールオーバー依頼書(非課税期間終了用)」の提出後も、保有残高の売却が可能です。

※売却の際に、受渡日が2021年になる場合は、2021年の非課税枠を利用するためご注意ください。

### 【ロールオーバーした後、NISA口座で売却する場合の課税関係】

#### 買付時より高い価格で売却する場合



NISA口座内での売却のため、譲渡益は課税されません。

ロールオーバーした銘柄の値下がりによる損失は、他の口座と損益通算することはできません。

## ロールオーバーしない場合

### 選択② 特定口座(未開設の場合は一般口座)に払出し

お手続きは不要です。

ロールオーバーのお手続きを行わない場合、特定口座(未開設の場合は一般口座)に払出しが行われます。

**2020年12月末の時価(最終営業日の終値または基準価額)を取得価額**として、特定口座(未開設の場合は一般口座)へ払出されます。また、払出後に生じた譲渡益・支払われる配当金等は課税されます。

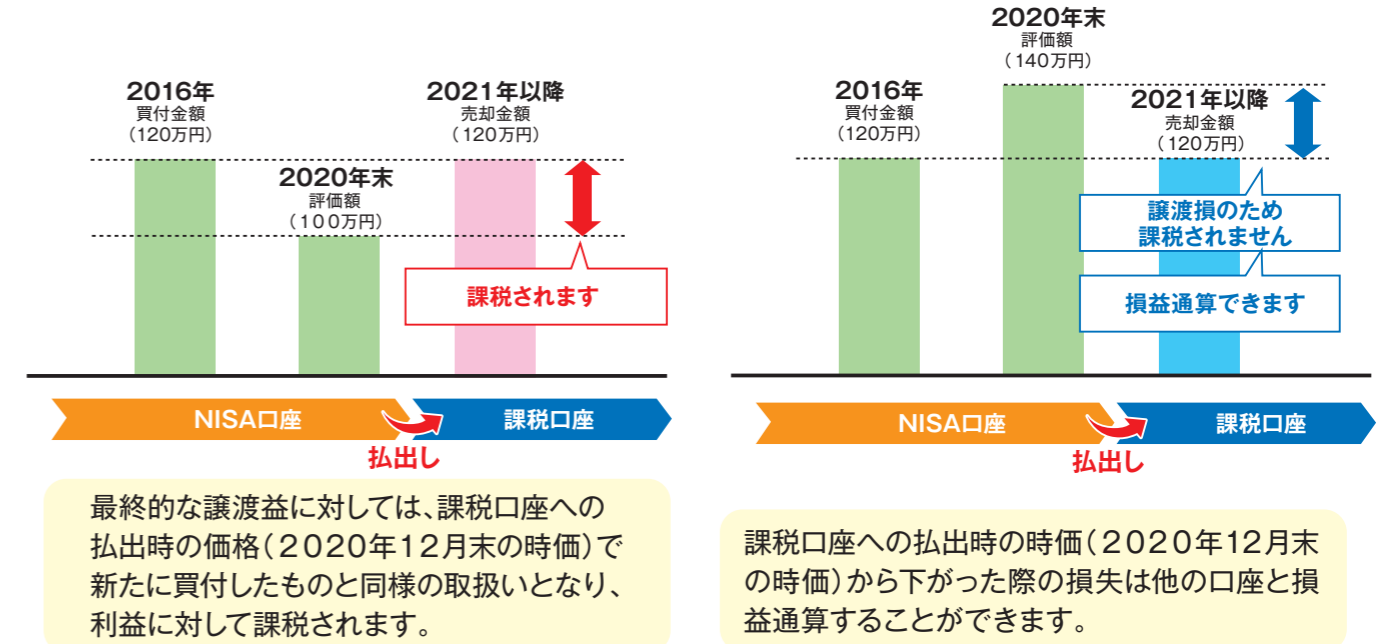
※2021年1月中旬に「非課税期間終了に伴うNISA口座内上場株式等払出通知書」をお送りします。

なお、下記①②の場合は、お申込みが必要です。日興コンタクトセンターまたはお取引店にご連絡ください。

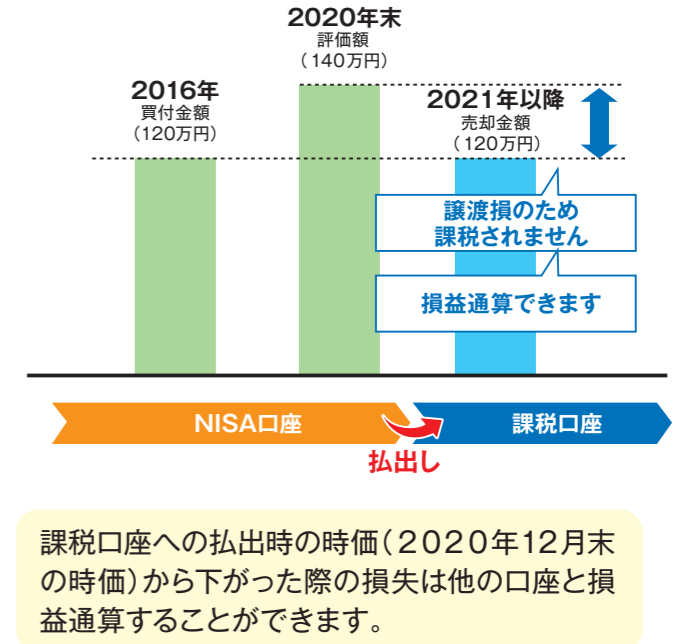
- ① 特定口座への払出しをご希望で特定口座が未開設の場合
- ② 特定口座開設済みで一般口座への払出しをご希望の場合

### 【ロールオーバーせずに特定口座または一般口座で売却する場合の課税関係】

#### 非課税期間終了時より高い価格で売却する場合



#### 非課税期間終了時より低い価格で売却する場合



### 選択③ 非課税期間終了までにご売却

**12月30日(水)**までに受渡が完了するようご注文ください。国内株式の場合は、12月28日(月)約定分までが年内受渡となりますが、商品・銘柄により受渡日が異なりますのでご注意ください。

👉CHECK! ロールオーバーせずに、非課税期間終了後に売却した場合は、譲渡益が課税対象となります。

2020年末に、2021年(翌年)の受渡となるお取引(年越し注文)を行う場合はご注意ください。必ず、同封の「翌年の受渡となる年末注文に関するご留意事項」をご確認ください。

## 【NISA非課税期間終了に伴うお手続きについてのQ&A】

Q.1

非課税期間終了まで何もしなかったらどうなりますか？

A.1

租税特別措置法施行令第25条の13第8項第1号または第3号により、NISA口座で保有されている残高は特定口座(未開設の場合は一般口座)に払出されます。

※取得価額は、2020年12月末の時価(最終営業日の終値または基準価額)となります。

※2021年1月中旬に「非課税期間終了に伴うNISA口座内上場株式等払出通知書」をお送りします。

Q.2

時価・基準価額が上昇して、残高の合計額が120万円以上ある場合でも、ロールオーバーできますか？

A.2

非課税期間終了時のロールオーバーは、120万円を超過していても全額ロールオーバーすることができます。

※120万円を超過した場合、非課税枠をすべて利用してしまうため、2021年に非課税枠での新規投資はできません。

Q.3

ロールオーバーしたら、2021年の非課税枠はどうなりますか？

A.3

ロールオーバーした分だけ、2021年の非課税枠が利用され、新規投資できる金額が少なくなります。

※120万円以上ロールオーバーした場合、非課税枠をすべて利用してしまうため、2021年に非課税枠での新規投資はできません。

Q.4

非課税期間終了時のロールオーバーはどのように申込みをすればよいですか？

A.4

同封の「NISAロールオーバー依頼書(非課税期間終了用)」にご記入のうえ、12月4日(金)必着でご返送ください。なお、ロールオーバーする銘柄・数量を個別に指定される場合は、別の書類が必要となります。日興コンタクトセンターまたはお取引店にご連絡ください。

Q.5

ロールオーバーの申込みをしたNISA残高を売却することはできますか？

A.5

ロールオーバーの申込みをしたNISA残高でも、売却は可能です。

2021年の非課税枠を利用されない場合は、12月30日(水)までに受渡が完了するようご注文ください。

※国内株式の場合は12月28日(月)約定分までが年内受渡となります。

Q.6

ロールオーバーの申込みをしたら、結果はいつわかりますか？

A.6

2021年1月中旬に「非課税期間終了に伴うNISAロールオーバー結果通知書」をお送りします。

※ロールオーバーのお申込みをされても、年末時点で翌年勘定が未開設、または、つみたてNISA勘定となっている場合にはロールオーバーできません。課税口座(特定または一般)への払出しとなりますので、ご注意ください。

### 【お問い合わせ先】日興コンタクトセンター

<スマートフォンから 簡単・便利にお問い合わせ>

右記コードを  
読み込んで  
ください



LINE・チャット・お電話・HP  
よくあるご質問など、便利な  
サービスを簡単に選べます

<固定電話・携帯電話からは>



0120-250-246

平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く